

# ぶんだ会計通信

## ■行くぜ！『インボイス制度』■

今回号では、適格請求書作成の大きなポイントの一つ「消費税の端数処理」と買い手側での「インボイス制度の対応」について説明します。

インボイスはある意味、税制のパラダイムシフトかもしれませんが、これからしっかりキャッチアップしていきましょう。



令和5年

1&2月号

No.67



## 来たる令和5年10月導入！インボイス制度に向けて (Part.2)

—まずは、基礎知識の確認から—

### ① 細かい！？消費税の端数処理のルールって？

インボイス制度では新たに「消費税額等」の記載が必要になったため、「1円未満の端数処理についてのルール」ができました。



**新ルール：一つのインボイスにつき、税率ごとに端数処理は1回だけ**

「消費税額等」の計算は、取引の税抜価格又は税込価格を各税率で区分した合計額に対して10%又は8%(税込の場合は10/110又は8/108)を掛けてその金額に対して端数処理をします。

そのためにも、請求書や領収書等で、どれをインボイスにするのかを決めることが重要になります。下図は、消費税の端数処理がOKなインボイス例(税抜価格)です。

《正しいインボイス例(税抜価格)》

請求書					
〇〇(株) 御中			〇年11月30日		
			(株)△△		
請求金額(税込) 60,197円			(T123...)		
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

一方、NGなインボイス例(税抜価格)は・・・？

《NGなインボイス例(税抜価格)》

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごとに端数処理 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8%対象計				27,060	合計 → 2,163
10%対象計				28,158	合計 → 2,814

まずは、利用しているシステムのインボイス対応状況を確認しましょう。

システム対応に伴い、取引先や営業担当者への説明なども必要になってきます。

インボイスは令和5年9月以前に発行しても問題ありません。なので、早急に準備に取り掛かりましょう！



上記のように各行(個々の商品ごと)で消費税額を計算してから、税額を税率ごとに合計するのは記載要件の「⑤税率ごとに区分した消費税額等」に該当しないのでNGなのです。

実務上、端数処理のタイミングがバラバラになっているケースもありますので、新ルールを作って社内の方針を統一させましょう。

《正しいインボイス例(税込価格)》

請求書						
〇〇(株) 御中			〇年11月30日			
			(株)△△			
請求金額(税込) 60,195円			(T123...)			
※は軽減税率対象						
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごとに端数処理 → 1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごとに端数処理 → 1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	端数処理 → 2,164	
10%対象税込計(内税)				30,972	端数処理 → 2,815	

商品ごとに消費税額を出してもOKですが、最終的な消費税算出時に1度だけ端数処理をします。

なお、個々の商品ごとに税込金額を表示させたい場合、そこでの端数処理は“あくまでも値決めのための参考”（事業者の任意）であり、インボイス上の正式な消費税額とはなりませんのでご注意ください。

## ② 買い手側の注意点



**確認：自社が簡易課税事業者ならば、仕入税額控除にインボイスの入手は不要**

消費税の計算方法は2パターンあります。それは「原則課税」と「簡易課税」です。「原則課税」の場合、消費税額の計算は下記のように行うのでしたね。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓  
仕入税額控除

原則課税の場合、必要事項を記載した帳簿とインボイスの保存が「仕入税額控除」の適用要件となります。

一方、「簡易課税」の場合、売上に係る消費税に「みなし仕入率」を乗じて消費税額を計算します。なので、**自社が簡易課税事業者であれば、購入先がインボイス発行事業者の有無の影響を受けずに消費税額を計算します。**ですが、簡易課税の選択をやめるケースもありうるので、取引先がインボイス発行事業者かどうかをキチンと確認しておきましょう。

## ③ 買い手が仕入明細書等を作成する場合



**ポイント：売り手が請求書を作成しないケースでは相手の登録番号が必要です**

売り手側ではなく、買い手側でインボイスを作成するケースが実務ではよくあります。その場合は、買い手側が作る「仕入明細書等」をもって仕入税額控除を受けられます(その場合は、仕入明細書等を相手方(売り手側)から確認を受けます)。

買い手側は次ページの6項目の記載が必要になります(赤文字部分)。

仕入明細書		
株式会社〇〇御中 登録番号 T 1234567890123		XX年 11月 30日
△△商店様		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンパー-	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計 (税込み)		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※印は軽減税率対象商品		

記載事項②: 登録番号 T 1234567890123

記載事項⑤: 10%対象 88,000円 (消費税 8,000円)

記載事項⑥: 8%対象 43,200円 (消費税 3,200円)

- ①仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ②課税仕入れの相手側の氏名又は名称及び登録番号
- ③課税仕入れを行った年月日
- ④課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減税率の対象品目があればその旨の)
- ⑤課税ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の(税抜又は税込)及び適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等

#### ④ インボイスに誤りを見つけたら・・・



**ご注意：間違えているインボイスを放置してはいけません**

記載事項がキッチリと決められたインボイス。キビシイことに、**正しいインボイスでない**と仕入税額控除が認められません。

もし、インボイスに間違いがあったら、“売り手”側が、**修正したインボイスを必ず交付しなければなりません**。買い手側で訂正や追記が認められないところが、従来の区分記載請求書と違ってキビシイのです・・・・。なお、修正前のインボイスは捨てずに、修正後のものと併せて保存が必要です。

ただし、単価や数量の誤りなどにより過少請求等になった場合、翌月の請求書で継続的に調整している場合には、その調整により、修正した適格請求書の交付があったものとして取り扱えるとのこと。

また、前ページのポイント③のように、買い手側が作成した「仕入明細書」で誤りがあった場合も、買い手側で修正して売り手に確認すればOKです。

次回以降も、引き続きインボイスがテーマです。他社名義のインボイスでも大丈夫、など、実務で“あるある”事例を取り上げていきますね！

※当事務所通信の情報は記事作成時の法令などに基づいて作成しております。また、税法の改正や個々の事情により掲載の内容と異なる場合がありますのでご注意ください。

<参考文献>国税庁HP及び「適格請求書保存方式の概要」一部引用及び修正、日本商工会議所「中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」、渡辺章著「インボイス導入で変わる消費税実務」、高山弥生著「インボイスの気になる点がサクッとわかる本」

◎当事務所では、インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応サポートを行っております。お気軽にお声かけください。



発行元：

権田公認会計士・税理士事務所  
〒373-0853 群馬県太田市浜町3-6  
太田商工会議所会館4階



TEL：0276-49-5575  
FAX：0276-49-5576  
携帯：090-3543-7314  
Eメール：t-gonda@tkenf.or.jp  
HP：http://gonda-office.com/